平成２０年（フ）第７５４号
岡山県真庭市下中津井681番地５
破産者　山下建設有限会社
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第９６０号
岡山市北区栢谷958番地３、破産手続開始決定時の住所岡山市北区佐山326番地15
破産者　山下　　勝
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５６０号
大阪市東成区大今里西３丁目15番６　アベニュー今里210号、開始決定時の住所岡山市中区今在家11番地８
破産者　岡田　耕一
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第５９９号
愛媛県松山市溝辺町乙８番地24
破産者　笹沼　幸子
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６７１号
宮崎市恒久６丁目16番11号
破産者　有限会社大淀総合印刷
１　決定年月日　平成22年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第１４５号
北海道北見市とん田西町215番地５
破産者　株式会社日洋
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２０年（フ）第２７８号
福島県伊達市月舘町御代田字東40番地の６
破産者　株式会社丸祐建設
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２５０号
福島県伊達郡川俣町飯坂字米子田15番地の４
破産者　株式会社ジョブ
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３６０号
福島市下野寺字山神17番地の３
破産者　有限会社渡辺建匠
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１４０号
千葉県銚子市新生町１丁目36番地の７
破産者　株式会社友電材
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第５６号
埼玉県所沢市狭山ケ丘２丁目107番地の１カサグランデＡ―102
破産者　三枝　義治
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３２４７号
横浜市神奈川区羽沢町499番地
破産者　有限会社フジマサ設備
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３４０号
横浜市神奈川区松見町１丁目20番12号　アーフェリーク横浜202
破産者　有限会社Ｃ．Ｃエステート
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３６３号
横浜市都筑区茅ケ崎中央30番14号キーウエスト301
破産者　有限会社プレフェランス
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６８２号
愛知県豊田市志賀町香九礼１番地98
破産者　有限会社まるなが
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６８４号
愛知県みよし市三好町天王84番地の６
破産者　ヤマト綜建株式会社
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７０号
鳥取県米子市皆生温泉２丁目９番40号　ツインコート安岡Ａ202、開始決定時の住所島根県出雲市小山町352番地５
破産者　丹後　　誠
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第６８９号
宮崎市丸山２丁目115番地１　プレタメゾン丸山203号
破産者　株式会社まちづくり計画・建築研究所
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２０３号
鹿児島県姶良郡姶良町東餅田2707番地１　ナガトモ姶良ビル403号
破産者　坂口　哲郎
１　決定年月日　平成22年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第３６３２号
名古屋市守山区元郷１丁目701番地、開始決定時の住所名古屋市港区春田野１丁目907番地の１
破産者　和田宮太郎
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９１１号
福岡県太宰府市高雄３丁目4227番地267
破産者　大坪　一徳
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部